

全社協

Action Report

平成 30 年 7 月豪雨災害
第 14 報

2018（平成 30）年 7 月 27 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

政策企画部 広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3580-5721
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

※ 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨（平成 30 年 7 月豪雨）災害についての情報をお送りします。

■ 社会福祉法人・福祉施設関係

○福祉施設関係の被害状況等

（7 月 27 日 9 時時点の厚生労働省資料により全社協広報室整理）

※ **赤字**は、第 7 報（7 月 18 日）からの変更か所

〈高齢者関係施設〉

257 施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち **30 施設・655 人**の利用者が他の社会福祉施設、病院、自宅、**避難所**に避難しています。

府県	施設種別	被害 施設数	避難中の 施設数	避難者数 (人)	避難先
岐阜県	介護老人保健施設等	2	1	28	病院 16 人 自宅 12 人
滋賀県	特別養護老人ホーム等	2	0	0	
京都府	特別養護老人ホーム等	10	0	0	
大阪府	特別養護老人ホーム等	4	0	0	
兵庫県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	
岡山県	特別養護老人ホーム等	69	12	316	他の社会福祉施設 193 人 病院 90 人 自宅等 33 人
島根県	認知症高齢者グループホーム	1	1	8	他の社会福祉施設 2 人 病院 6 人

府県	施設種別	被害 施設数	避難中の 施設数	避難者数 (人)	避難先
広島県	<u>特別養護老人ホーム等</u>	<u>67</u>	9	86	他の社会福祉施設 80 人 病院 6 人
愛媛県	特別養護老人ホーム等	<u>38</u>	<u>4</u>	<u>82</u>	他の社会福祉施設 <u>75</u> 人 自宅 7 人
山口県	特別養護老人ホーム	1	1	99	他の社会福祉施設 99 人
福岡県	有料老人ホーム等	41	2	36	他の社会福祉施設 <u>31 人</u> 病院 <u>4 人</u> 自宅 <u>1 人</u>
<u>長崎県</u>	<u>軽費老人ホーム</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	
沖縄県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	
計		<u>257</u>	<u>30</u>	<u>655</u>	

〈障害児・者関係施設〉

63 施設で床上浸水等の被害があり、このうち 2 施設・40 人の利用者が他の社会福祉施設、病院に避難しています。

府県	施設種別	被害 施設数	避難中の 施設数	避難者数 (人)	避難先
京都府	生活介護等	2	0	0	
大阪府	放課後等デイサービス	1	0	0	
兵庫県	生活介護	1	0	0	
岡山県	障害者支援施設等	14	1	16	病院 16 人
広島県	障害者支援施設等	29	<u>1</u>	<u>24</u>	他の社会福祉施設 <u>24</u> 人
愛媛県	障害者支援施設等	10	0	0	
福岡県	障害者支援施設等	4	0	0	
佐賀県	生活介護	1	0	0	
沖縄県	共同生活援助	1	0	0	
計		63	<u>2</u>	<u>40</u>	

〈児童関係施設等〉

103 施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち 38 施設が閉鎖中となっています。

府県	施設種別	被害施設数	現在閉鎖中の施設数
京都府	児童厚生施設等	3	<u>2</u>
大阪府	保育所等	11	<u>0</u>
岡山県	保育所等	<u>31</u>	<u>11</u>
広島県	保育所等	<u>28</u>	<u>14</u>
山口県	保育所等	1	<u>1</u>
愛媛県	保育所等	<u>12</u>	<u>8</u>
福岡県	放課後児童クラブ等	13	<u>2</u>
長崎県	放課後児童クラブ等	2	<u>0</u>
沖縄県	児童養護施設等	2	<u>0</u>
計		<u>103</u>	<u>38</u>

○被災した社会福祉施設等に対する関係団体による相談窓口を設置

7 月 26 日、厚生労働省は被災した社会福祉施設等の当面の事業継続を支援するため、関係団体と連携して相談窓口を設置することとして、岡山県、広島県、愛媛県の民生主管部局宛に通知(事務連絡)を発出しました。

相談対象は、今般の豪雨災害に被災した社会福祉施設または多数の避難者の受入れを行っている社会福祉施設等とし、①避難者の受入等により人手が不足する場合の応援職員に関すること、②不足する物資に関すること、③その他当面の運営継続に必要な内容に関すること、を相談内容として例示しています。

なお、社会福祉法人および各関係団体に未加入の法人が運営する施設であって、児童福祉施設等連絡先の記載がない施設種別の場合は、各県の社会福祉法人経営者協議会(経営協)が連絡先になるものとされています。

[岡山県 相談窓口一覧を見る](#)

[広島県 相談窓口一覧を見る](#)

[愛媛県 相談窓口一覧を見る](#)

○全社協 各種別協議会等の主な取り組みの状況

〈全社協 社会福祉施設協議会連絡会〉

全社協 社会福祉施設協議会連絡会(委員長:磯 彰格 全国経営協会会長)では、被災地の社会福祉法人・福祉施設を支援するため、各協議会会員に対して義援金を募っています。

注) 社会福祉施設協議会連絡会は、全社協に設置されている各福祉施設協議会、団体連絡協議会、全国社会福祉法人経営者協議会により構成されています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・募集期間:平成30年7月23日～8月31日・金融機関:①三井住友銀行
支店名:東京公務部
口座番号:普通預金 0167239②ゆうちょ銀行
振替口座 00170-3-708194
口座名義:社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会義援金口 |
|---|

※ 詳細は、各福祉施設協議会・団体連絡協議会からご案内しています。

〈全国社会福祉法人経営者協議会〉

〈全国社会福祉法人経営青年会〉

全国経営協(磯 彰格 会長)では、「全国経営協災害支援基本方針」に基づき、被災状況と支援ニーズの把握に向けて、中国・四国ブロック協議会(会長:中村 忠久 徳島県経営協会会長)と連携し、支援活動を展開しています。

全国経営協の災害支援活動の実働を担う中国・四国ブロック青年会(会長:保岡 伸聡 徳島県青年会)は、中国・四国ブロック協議会と連携を図りながら、岡山県(倉敷市、真備町等)、広島県(三原市、竹原市、呉市、江田島市等)、愛媛県(西予市、大洲市等)をそれぞれ訪問し、被災施設の状況把握を進めています。

また、とくに断水による被害が甚大であったことを受け、飲料水・給水タンク等支援物資を被災地域・被災法人に届けました。

引き続き、全国経営協では、被災状況と支援ニーズを把握し、すべての被災者と被災した社会福祉法人・福祉施設への支援活動を展開していくこととしています。全国青年会としても、ブロック組織と連携し、全国経営協の活動に協力することとしています。

〈全国保育協議会〉

全国保育協議会(万田 康 会長)では、全国私立保育園連盟、日本保育協会と共同で、「大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨)にかかる保育三団体被災地支援募金事業」を実施し、被災地の保育所等および保育活動等を支援することとしています(7 月 12 日、保育三団体間で確認)。

- ・募集期間:平成30年7月13日(金)～平成30年8月31日(金)
- ・金融機関:三井住友銀行
支 店 名:東京公務部
口座番号:普通預金 0177642
口座名義:社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 保育三団体被災地支援募金
会長 万田 康(マダ ヤスシ)

全国保育協議会ホームページ <http://www.zenhokyo.gr.jp/>

〈全国保育士会〉

全国保育士会(上村 初美 会長)は、大規模災害被災地域の県・政令市保育士会組織および保育士等会員を支援し、被災地の子どもの育ちを守ることをめざして「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金(通称:スキャンポ募金)」を実施してきました。

今回の水害においても、「全国保育士会被災地支援スキャンポ募金」を呼びかけています。

- ・金融機関:①三井住友銀行
支 店 名:東京公務部
口座番号:普通預金 168334
- ②ゆうちょ銀行
(郵便局から振込みいただく場合)
東京 00120-3-387991
(銀行から振込みいただく場合)
支 店 名:019(ゼロイチキュウ)店
口座番号:当座預金 0387991
口座名義(いずれも):全国保育士会被災地支援スキャンポ募金
(ゼンコクホイクシカイ ヒサイチシエンスキャンポボキン)

全国保育士会ホームページ <http://www.z-hoikushikai.com/index.php>

■ 民生委員・児童委員関係

被災地においては、それぞれの地域を担当する民生委員・児童委員が高齢者世帯の安否確認や住民ニーズを災害ボランティアセンターにつなぐといった活動を続けています。

全国民生委員児童委員連合会(得能 金市 会長／全民児連)では、こうした被災地での活動を支援するため、これまでに被災各県市に総額 680 万円の支援金を送金しています。

■ 生活福祉資金（「緊急小口資金」）の特例貸付

既報のとおり、厚生労働省は、7 月 13 日付で、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業において、今回の水害による被災者向けに、緊急小口資金の貸付要件を緩和した特例貸付を実施する旨を通知しました。

特例貸付は、被災者が必要とする当座の生活費を貸し付けるもので、他県に避難している場合であって、当分の間(1 か月程度以上を目安)、その地に居住する場合には、避難先の都道府県での借り入れも可能とされています。

【緊急小口資金 特例貸付の概要】

- ①貸付対象者 水害により災害救助法が適用された地域および被災により特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域の住民
(8 ページ表参照)
- ②貸 付 額 原則として 10 万円以内
※ 世帯員に死亡者、要介護者がいる場合等は 20 万円以内
- ③貸付利率 無利子
- ④据置期間(償還開始までの期間) 貸付の日から 1 年以内
- ⑤償還期限 据置期間経過後 2 年以内

とくに被害が甚大であった岡山県、広島県、愛媛県においては、それぞれ一部の市町で特設会場、特設窓口を設けることとし、広島県では 7 月 26 日(木)から貸付開始、また岡山県、愛媛県では 7 月 30 日(月)より貸付を開始する予定です。

	広島県	岡山県	愛媛県
特設窓口 の設置	広島市、呉市、三原市、 東広島市、坂町の 5 か 所	岡山市、倉敷市等で 調整中	松山市、宇和島市、大 洲市、西予市の 4 か所
特設窓口 の設置期 間	7 月 26 日(木)から 8 月 10 日(金)を想定 ※土日除く	7 月 30 日(月)から 8 月 10 日(金)を想定 (調整中) ※期間中は土日も受付 を行う予定	7 月 30 日(月)から 8 月 10 日(金)を想定 ※土日除く

(7 月 27 日時点)

貸付開始時期、必要書類、具体的手続き等については、それぞれの都道府県社会福祉協議会のホームページ等をご参照ください。

平成 30 年 7 月豪雨 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）の
特例適用地域について（平成 30 年 7 月 27 日現在）

※ 赤字は、第 11 報（7 月 24 日）からの変更か所

- 災害救助法適用地域・・・11 府県 62 市 38 町 4 村
- 都道府県知事が指定した地域
 - ・ 災害救助法適用市町村を除く全市町村指定：5 県（島根、岡山、広島、山口、愛媛）
 - ・ 災害救助法適用市町村以外の一部市町村指定：2 県（高知県/4 市町、福岡県/41 市町）

府県	災害救助法適用地域（7 月 27 日現在）	都道府県知事が設定した地域	
		適用日	適用地域
岐阜県	13 市 6 町 2 村 ：岐阜市、美濃市、高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡東白川村、大野郡白川村		
京都府	6 市 3 町 ：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町		
兵庫県	9 市 6 町 ：豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、姫路市、西脇市、丹波市、養父市、たつの市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、多可郡多可町、佐用郡佐用町、神崎郡市川町、神崎郡神河町		
鳥取県	1 市 9 町 ：鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡伯耆町、西伯郡南部町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町		
島根県	1 市 1 町 ：江津市、邑智郡川本町	7 月 17 日	県内全市町村 (左記を除く 17 市町村)
岡山県	12 市 5 町 1 村 ：岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新	7 月 18 日	県内全市町村 (左記を除く 9 市町村)

府県	災害救助法適用地域（7月27日現在）	都道府県知事が設定した地域	
		適用日	適用地域
	見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、玉野市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、英田郡西栗倉村		
広島県	9市4町 ：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	7月24日	県内全市町村 （左記を除く10市町村）
山口県	1市 ：岩国市	7月19日	県内全市町村 （左記を除く18市町）
愛媛県	5市2町 ：今治市、宇和島市、大洲市、西予市、 八幡浜市 、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	調整中	県内全市町村 （左記を除く13市町）
高知県	4市2町1村 ：安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡三原村、幡多郡大月町	7月26日	4市町 ：南国市、四万十市、大豊町、梶原町
福岡県	1市 ：飯塚市	7月20日	41市町 ：北九州市、福岡市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、漆田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、築上町

■ 災害ボランティア活動の状況

○これまでに活動したボランティアの人数がのべ 10 万人を超えました

これまでに、12 府県の 59 市町で災害ボランティアセンターが設置され、他の 12 市町では、社協ボランティアセンターにおいて被災者支援のボランティア活動がそれぞれ行われてきました。

発災から 25 日までに、のべ約 10 万 4,000 人を超えるボランティアが各地で活動しました。

全国の災害ボランティアセンターにおけるボランティア活動者

(災害ボランティアセンターの活動者数のみ、基本的に社協ボランティアセンターでの活動者数は含んでいません)

	岐阜県	京都府	兵庫県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	合計
7月13日(金)まで	2,472	816	127	55	781	6,036	2,224	736	2,152	1,189	1,172	80	17,840
7月14日(土)	1,380	794	69	20	187	3,624	3,032	617	2,056	399	247		12,425
7月15日(日)	1,524	800	35	17	251	5,450	5,322	709	2,841	184	229		17,362
7月16日(月)	757	693			215	3,625	4,261	494	1,570	129	154		11,898
7月17日(火)	188	114			36	1,263	1,304	166	633		42		3,746
7月18日(水)	226	294			57	1,474	1,438	155	636	35	54		4,369
7月19日(木)	180	116			36	1,422	1,571	222	728		59		4,334
7月20日(金)	133	67			27	1,388	1,478	181	534		33		3,841
7月21日(土)		235			91	2,812	3,978	139	1,160		75		8,490
7月22日(日)		188			87	2,994	4,627	200	1,278		58		9,432
7月23日(月)					38	1,236	1,586	43	484		27		3,414
7月24日(火)					22	1,248	1,308	110	669		21		3,378
7月25日(水)					11	1,258	1,653	65	670	90	21		3,768
合計	6,860	4,117	231	92	1,839	33,830	33,782	3,837	15,411	2,026	2,192	80	104,297

網かけは、土・日・祝日

(「全社協 被災地支援・災害ボランティア情報」平成 30 年 7 月豪雨(第 19 報)より)

○被災地でのボランティア活動について

・ 台風接近に伴い、ボランティアの受付・活動を休止する場合があります

今週末にかけて、日本列島に台風 12 号の接近・上陸が予想されています。各地の災害ボランティアセンターでは、今後の天候により、安全確保のため、ボランティアの受付や活動を休止する場合があります。

必ず、各センターのホームページ、Facebook で最新の情報を確認していただくよう周知をお願いします。

・ 災害ボランティア活動の際には熱中症に十分ご注意ください

被災地では連日の猛暑のなか、ボランティアが熱中症を発症し、救急搬送される事態が頻発しています。

熱中症を予防するためには、こまめに水分や塩分を補給すること、無理をせず活動の合間に十分な休憩をとることが重要です。また、ボランティア活動前の体調管理にも十分に注意し、体調がすぐれないときには、野外での活動を控えるよう周知をお願いします。

・ 各災害ボランティアセンターのホームページにより最新情報を確認してください

報道で紹介されている地域以外でも、多くのボランティアが必要とされている地域があります。

ボランティアの募集人数や参加人数については、常に変動していますので、各センターのホームページ等でご確認ください。

また、ライフラインの回復状況や支援ニーズの変化により、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの募集範囲(県内、市内在住者に限る等)も変化します。

・ 「自己完結」のボランティア活動への周知をお願いします

ライフラインが復旧していない地域も多く、被災地では食料・飲料水等の確保が難しいことから、ボランティア活動に必要な物品等は、ボランティア自身の責任であらかじめ用意いただいたうえで、参加いただくことの周知をお願いいたします。

また、ボランティア活動の服装等については、次を参照してください。

<https://www.saigaivc.com/volunteers/十分な準備/>

・ ボランティア活動保険に加入するよう周知してください

ボランティア活動を行うご自身のために、自宅最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入し、加入した証明(加入証など)を持参して現地に向かうようにしてください。

ボランティア活動保険は、自宅と活動場所の往復途上も補償されます。被災地では混乱も想定されますので、必ず事前に加入してください。

なお、ボランティア活動保険は年度での加入となりますので、今年度、すでにボランティア保険に加入されている際には、再度の加入は不要です。

ボランティアを募集している災害ボランティアセンター等（7月26日 19時現在）

※ 台風接近に伴う活動休止も見込まれますので、詳細は、各災害ボランティアセンターのホームページ・Facebook、ブログ等を必ず参照して、最新の情報を確認してください。

府県	市町村	情報を掲載しているホームページ、フェイスブック
岡山県	岡山県災害ボランティア情報 (Team-Kibi-Dan-Go)	
	【お知らせ】 岡山県災害ボランティア情報 (Team-Kibi-Dan-Go) では、約 2 分の動画「安全な水害支援のために～ボランティアのポイントと家屋支援の流れ～」を公開しています。ボランティア活動の前にぜひご覧ください。	
	倉敷市	倉敷市災害ボランティアセンター 倉敷市社会福祉協議会 倉敷市社会福祉協議会 facebook
	岡山市 (北区、東区)	岡山市社会福祉協議会 岡山市社会福祉協議会 facebook
	高梁市	高梁市社会福祉協議会
	総社市	総社市社会福祉協議会 総社市社会福祉協議会 facebook
	矢掛町	矢掛町社会福祉協議会
広島県	広島災害ボランティア情報 広島災害ボランティア情報 facebook 【お知らせ】 ボランティアバスは、平日（広島駅発）は 7/31（火）、8/1（水）、8/7（火）、8/8（水）、休日（広島駅、三原駅発）は 7/28（土）、7/29（日）、8/4（土）、8/5（日）に運行予定です。詳細は、上記「広島災害ボランティア情報」をご確認ください。	
	広島市	広島市社協・災害ボランティア本部緊急情報サイト

府県	市町村	情報を掲載しているホームページ、フェイスブック
広島県	呉市	くれ災害ボランティアセンター くれ災害ボランティアセンター (facebook) 呉市社会福祉協議会
	坂町	坂町社会福祉協議会 坂町災害たすけあいセンターfacebook
	三原市	三原市社会福祉協議会 三原市災害ボランティアセンターfacebook
	東広島市	東広島市社会福祉協議会
	竹原市	竹原市社会福祉協議会
	江田島市	江田島市社会福祉協議会 江田島市社会福祉協議会ブログ 江田島市災害ボランティアセンターfacebook
	海田町	海田町社会福祉協議会
	熊野町	熊野町社会福祉協議会
	尾道市	尾道市社会福祉協議会 尾道市社会福祉協議会ブログ
	府中市	府中市社会福祉協議会 広島県府中市社会福祉協議会 facebook
	安芸高田市	安芸高田市社会福祉協議会 安芸高田市社会福祉協議会 (facebook)
	府中町	府中町社会福祉協議会
	大崎上島町	大崎上島町社会福祉協議会 大崎上島町社会福祉協議会ブログ

府県	市町村	情報を掲載しているホームページ、フェイスブック
愛媛県	愛媛県災害ボランティアセンター特設サイト	
	【お知らせ】 7月27日から8月12日の間、松山―宇和島間のボランティア送迎バスを運行します。詳しくは、上記特設サイトをご確認ください。	
	宇和島市	宇和島市社会福祉協議会 宇和島市災害ボランティアセンターfacebook
	西予市	西予市社会福祉協議会 西予市災害救援ボランティアセンター (facebook)
	大洲市	大洲市社会福祉協議会 大洲市社会福祉協議会災害ボランティアセンターfacebook
	今治市	今治市社会福祉協議会 今治市災害ボランティアセンターfacebook
京都府	松山市	松山市社会福祉協議会 松山市社会福祉協議会 (facebook)
	京都府災害ボランティアセンター	
山口県	与謝野町	与謝野町社会福祉協議会 与謝野町社会福祉協議会 facebook
	山口県社会福祉協議会	
	周南市	周南市社会福祉協議会
高知県	周防大島町	山口県社会福祉協議会 (情報掲載元)
	高知県災害ボランティア活動支援本部 (高知県社会福祉協議会) 高知県ボランティア NPO センターfacebook	

府県	市町村	情報を掲載しているホームページ、フェイスブック
高知県	大月町	大月町社会福祉協議会 大月町災害ボランティアセンター (facebook)
福岡県	福岡県社会福祉協議会 【お知らせ】 福岡県社協災害救援本部は7月25日で終了しますが、今後も引き続き被災地支援に努めてまいります。	
	北九州市	北九州市社会福祉協議会
	嘉麻市	嘉麻市社会福祉協議会ブログ 嘉麻市社会福祉協議会 (facebook)

(全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター ホームページ)

<https://www.saigaivc.com/>

■ 厚生労働省による関係通知等の発出状況（7月27日）

(◎:本紙第11報(7月24日)から追加した通知等)

- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について(事務連絡/7月6日)
- 子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)(事務連絡/7月6日)
- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について(事務連絡/7月7日)
- ※ 7月9日付で、全国社会福祉法人経営者協議会等に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(事務連絡/7月9日)
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る障害者(児)への相談支援の実施等について(事務連絡/7月9日)

- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について
(事務連絡／7 月 9 日)
- 災害により被災した保育所等への対応について(事務連絡／7 月 9 日)
※ 7 月 9 日付で、全国保育協議会、全国保育士会に協力を要請。
- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(事務連絡／7 月 9 日)
- 災害により被災した要保護児童等への対応について(事務連絡／7 月 9 日)
※ 7 月 9 日付で、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会にそれぞれ協力を要請。
- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて(事務連絡／7 月 9 日)
- 平成 30 年(2018 年)台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて(事務連絡／7 月 9 日)
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
(事務連絡／7 月 9 日)
- 災害により被災した子ども等に対する児童相談所における支援の実施について
(事務連絡／7 月 9 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について
(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて
(事務連絡／7 月 10 日)
- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて
(事務連絡／7 月 11 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について(事務連絡／7 月 11 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所等における適切な支援について(事務連絡／7 月 11 日)

- 平成 30 年台風第7号及び前線等による豪雨被害により被災した要援護者への対応及び被災地の社会福祉施設への支援について(事務連絡／7月12日)
- 平成 30 年7月豪雨による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(事務連絡／7月13日)
- 平成 30 年7月豪雨により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合の取扱いについて(事務連絡／7月13日)
- 平成 30 年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(事務連絡／7月13日)
- ◎ 平成 30 年7月豪雨に伴う介護福祉士養成施設等における学生のボランティア活動に関する単位の付与について(事務連絡／7月13日)
- ◎ 平成 30 年7月豪雨に伴う社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士養成施設等の運営等に係る取扱いについて(事務連絡／7月13日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について
(事務連絡／7月14日)
- 平成 30 年 7 月豪雨による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて(事務連絡／7月14日)
- 平成 30 年7月豪雨により被災した障害者等に対する支給決定等について
(事務連絡／7月17日)
- 平成 30 年7月豪雨の被災地において高齢者等に社会福祉施設等の入浴施設を開放することについて(依頼)(事務連絡／7月19日)
- ◎ 平成 30 年7月豪雨による被災者の生活保護の取扱いについて
(事務連絡／7月19日)
- 平成 30 年7月豪雨に伴う指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱いについて(事務連絡／7月20日)